

平成**27**年度

子育て世帯臨時特例給付金

のお知らせ

平成27年度も、2つの給付金が支給されます。そのうちのひとつ、「子育て世帯臨時特例給付金」は子育て世帯の消費税率引き上げに伴う負担を緩和するものです。

給付要件等

○給付対象者

- ・平成27年6月分の児童手当の受給者が対象です。
ただし、平成26年の所得が児童手当の所得制限限度額以上の場合は対象外となります。

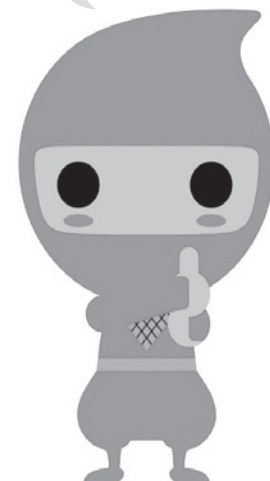
○対象児童

- 平成27年6月分の児童手当の対象となる児童が対象です。

○給付額

- ・対象児童1人につき3,000円
※子育て世帯臨時特例給付金申請書とあわせて児童手当現況届の提出が必要となります。
平成27年度は、「臨時福祉給付金」との併給が可能です。

確認じゃ



コソダテカクニンジャ

上記支給対象者に当てはまり、共済組合に加入している方

職場にて配布される申請書等に必要事項を記入し、職場で児童手当の受給に係る証明を受け、5月31日時点でお住まいの市町村へ提出してください。

(市区町村によって申請期間は異なります。)

美波町での申請期間は、6月8日(月)～10月9日(金)です

●お問い合わせ先

役場保健福祉課
子育て世帯臨時特例給付金担当

☎77-3614

広報みなみ No.111 **2**